

高校未来の部活動づくり検討会議 検討結果のまとめ

令和8年10月

山梨県教育庁保健体育課

はじめに 教員の働き改革が進む中、部活動を取り巻く環境が大きく変化している。県立学校部活動は、学校の特色や魅力を形成する重要な教育活動となっている。少子化の進行により生徒数の減少が見込まれる中、各学校部活動の現体制を維持するのは困難である。生徒の活動機会の確保と魅力ある学校作りを支える持続可能な部活動体制を構築する必要がある。

1. 検討会議の概要（開催要項 別紙1参照）

(1) 目的

高等学校等における部活動の将来像を見据え、生徒の学習機会の充実、教員の業務適正化及び地域と連携した持続可能な指導体制の構築を図るため、学識経験者等から専門的意見を聴取する。

(2) 日時 第1回 令和8年7月10日(金)13時30分～15時30分

第2回 令和8年8月28日(金)13時30分～15時30分

(3) 会場 防災新館3階 教育委員会室

(4) 検討委員

	区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	委 員	山梨学院大学スポーツ科学部 学部長	小山 勝弘
2	委 員	山梨大学大学院総合研究部 教育学域人間科学系 教授	安藤 大輔
3	委 員	山梨県高等学校長協会 会長	萱沼 恵光
4	委 員	山梨県高等学校体育連盟 会長	山田 芳樹
5	委 員	山梨県高等学校文化連盟 会長	秋山 すみ江
6	委 員	山梨県高等学校野球連盟 会長	小林 太郎
7	委 員	山梨県スポーツ協会スポーツ振興課長	小笠原 真

2. 検討内容について

(1) 第1回検討会議

①事務局報告・提案

県内公立高等学校等における部活動の将来像を見据え、生徒の学習機会の充実、教員の業務適正化及び地域と連携した持続可能な指導体制の構築を図るため、運動部活動顧問・管理職を対象に県内の運動部活動の現状について調査した。

・調査の対象

①県立・公立学校の運動部活動顧問(副顧問含む)

②県立・公立学校の管理職

・調査の内容

活動日数や指導経験、指導への自信、大会・遠征等の移動方法や財源、外部人材の活用、顧問配置や指導体制の在り方など

・調査の実施時期(運動部活動が大会前の最も盛んに活動していると考えられる時期に調査を実施)

令和8年6月4日～26日

・調査の回答数

①運動部活動顧問(副顧問含む):557名

②管理職:71名

・調査結果概要

活動頻度とガイドラインの履行状況

- ・ **平日の活動:** 86%の部活動が週 4 日以上活動している。
- ・ **休日の活動:** 76%が土日のいずれか、あるいは両日活動している。
県のガイドラインでは「平日 1 日、土日 1 日の休養日設定」を求めているが、大会が重なる 6 月時点の実績は、土日いずれかを休養としている割合は 69%。

指導者の専門性と自信

- ・ 顧問の約半数(47%)が、自身の専門外の競技を指導している。
- ・ 指導に「自信がない」「あまりない」と回答した割合は 46%に達している。

モチベーションと負担感

項目	割合	内容
熱意	57%	生徒のために高いモチベーションを維持している
負担感	65%	指導体制や業務量に負担を感じている
困っていること(現場)	52%	専門的な技術指導法や、生徒の自主性を引き出す指導法に苦慮
困っていること(管理職)	65%	専門的な指導者の不足、遠征時の引率体制、外部コーチへの謝礼確保

外部人材の活用と財源

- ・ 外部指導者・コーチが「いない」と回答した割合が 69%にのぼる。
- ・ 外部コーチの約半数はボランティア。
謝礼がある場合、その財源の 9 割以上が学校自費会計(同窓会等)からの支出や保護者・生徒からの徴収である。

大会・遠征における引率と輸送

- ・ 遠征手段の 61%が学校所有車であり、その運転手の 73%を教職員が務めている。また、61%が単独(一人)でのドライバー体制である。

②検討委員からの主な意見

部活動の指導体制の在り方について

- ・ 中学校で導入している部活動指導員を高等学校でも活用すべきではないか。
- ・ 部活動指導員は単独での引率や技術指導が可能であり、教員の負担軽減に直結する。
- ・ 一方、財源の確保に加え、特に競技人口の少ない競技や地方部において、高い専門性と責任感（事故時の対応等）を兼ね備えた人材をいかに確保するかは課題。
- ・ 文化部についてコンクール前は運動部の6月調査と同様、土日のどちらかは休むことが難しい状況に似ている。

大会・遠征における引率と輸送について

- ・ 外部バス（緑ナンバー）の利用促進が理想だが、学校が所有するマイクロバスの有効活用の方策も必要。
- ・ 輸送支援（ドライバー）としての部活動指導員の活用も検討したかどうか。

その他・全体を通じて

- ・ 部活動は単なるスポーツ・文化活動の場ではなく、非認知能力の育成、探究的な学び、学校への帰属意識の向上など、教育的価値をもつことを再確認。
- ・ 教員の献身に依存する状態から、持続可能な教育的環境へと再定義する必要がある。
- ・ 教員のみならず、教員以外の指導者のワークライフバランスも考慮しつつ、地域全体で子供たちのスポーツ機会をどう守るかが重要。
- ・ 競技団体との関係などにより、学校の判断だけでは部活動の適正化が難しい実態もある。

(2) 第2回検討会議

①事務局報告・提案

部活動指導員の他自治体先行事例 調査結果

他自治体 A 「39 校 25 名採用」県立高校 42 校のうち 39 校を対象

他自治体 B 「採用枠 26 名」 県立高校 33 校に対し 26 名を採用（運動部 16 名、文化部 10 名）

他自治体 C 「採用枠 176 名」 県立高校 60 校に対し 110 名を採用

他自治体 D 部の会計管理○ 部費の徴収からエントリー料の納入、消耗品の購入まで可能
移動時マイクロバス運転○

他自治体 E 部の会計管理○ 部費の徴収からエントリー料の納入、消耗品の購入まで可能。

②検討委員からの主な意見

部活動の指導体制の人材確保について

- ・ 学校の働き方改革が進まない最も大きな原因は部活動、専門顧問であっても負担を感じている。
- ・ 各校1人の部活動指導員では負担感を軽減するに至らない。それなりの数が必要。
- ・ 保護者が一番の支援者であり、専門的な指導者＋保護者を含めた人材バンクが必要。
- ・ 人材確保・採用は1つの高校ではなく、オール山梨で考えていく必要がある。
- ・ 保護者の任用は名案だが、熱が入ると勝利にこだわるため温度差がでる。
- ・ 大学生の活用も1つある。適格性を担保できるか。
- ・ 指導員の人数ではなく、時間単位で予算を取ることができないか。
- ・ 公認指導者は勝敗にこだわらず運動機会の充実の観点で協力できる。責任の範囲が広くなれば応募に二の足を踏むことになる。

各学校における部活動の設置について

令和8年3月山梨県教育委員会 やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン P.31 より

IV 学校部活動の在り方 「本章では、(中略) 国立・私立の中学校及び高等学校も含めた部活動の在り方を示す。」

1 指導・運営に係る体制の構築 「部活動指導は教師以外が積極的に参加すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと。」

- ・ 部活動の適正化をしたいが、生徒のニーズ、地域のニーズ、地域・学校の歴史、学校の特色・魅力づくりがそれを阻む。それをサポートする制度や人材がほしい。
- ・ 専門部の判断において教員の引率がない規定であれば負担軽減になる。
- ・ 地域で競技を担っていかなければならない時期。合同チームによる活動機会確保も検討必要。
- ・ 近場に他校が存在すれば合同チーム編成可能だが、遠距離であれば編成可能だろうか。
- ・ 高校1年生の人数 R8 を基準にすると、R13 は1割減、R23 は4割減。今のうちに想定して合同チーム・地域で受け皿づくりが必要。
- ・ 高校の部活動は中学の地域展開になじまない。高校生は高校を選べる。地域でこの部活動はこの高校しかないと認知され進学できるように整理するのが良いのではないかな。

その他

- ・ 部活動は何のためにあるのか。勝つことが目標か。自主的・自発的な活動であるべき。ガイドラインの表記が必要ではないか。
- ・ 高校野球では学生野球憲章が立ち返る基であるが、部活動憲章があった方が良い。
- ・ 保護者にも部活動の意義を伝える必要あり。教職員だけでなく地域・保護者へこれらの議論が理解を得られるようにしてほしい。
- ・ 安心・安全、熱中症対策は重要事項である。

(3) 検討結果のまとめ

実態調査より

- ・顧問 65%が「負担感ある」
「困っている」のうち55%が「専門的な技術指導」
大会・遠征 単独ドライバー61% そのうち73%が教職員
- ・管理職 65%が「困っている」 そのうち67%が「専門指導者が不在」、34%が「遠征引率配置できず」
特定競技の存続危機がある

検討会議より

- ・部活動指導員は単独での引率や技術指導が可能であり、教員の負担軽減に直結する
- ・競技人口の少ない競技や地方部において人材確保が課題
- ・教員の献身に依存する体制からの脱却
- ・競技団体との関係があり、学校だけで部活動の適正化は難しい
- ・人材確保は高校単独ではなくオール山梨で考えていく必要性
- ・人材バンク(大学生、保護者、専門的な指導者など)の活用

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校等における部活動の将来像を見据え、生徒の学習機会の充実、教員の業務適正化及び地域と連携した持続可能な指導体制の構築を図るため、学識経験者等から専門的意見を聴取する「高校未来の部活動づくり検討会議」(以下「検討会議」という。)の運営に必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について、専門的見地から意見を聴取するものとする。

- (1) 持続可能な指導体制の構築に関する事項。
- (2) 教職員以外の外部人材の活用に関する事項。
- (3) 地域の人材活用に関する事項。
- (4) 教員業務負担に関する事項。
- (5) その他、高校の未来の部活動づくりに必要な事項。

(構成員)

第3条 検討会議は、前条に掲げる事項に関し知識又は経験を有する委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、委員の互選による。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総務する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議は、委員長が招集し、その議事を進行する。委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、保健体育課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和8年6月9日から施行する。

令和8年度 高校未来の部活動づくり検討会議 委員及び事務局員

別紙2

	区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	委 員	山梨学院大学スポーツ科学部 学部長	小山 勝弘
2	委 員	山梨大学大学院総合研究部 教育学域人間科学系 教授	安藤 大輔
3	委 員	山梨県高等学校長協会 会長	萱沼 恵光
4	委 員	山梨県高等学校体育連盟 会長	山田 芳樹
5	委 員	山梨県高等学校文化連盟 会長	秋山 すみ江
6	委 員	山梨県高等学校野球連盟 会長	小林 太郎
7	委 員	山梨県スポーツ協会スポーツ振興課長	小笠原 真
8	庁内関係課	スポーツ振興課 課長	長坂 嘉久
9	庁内関係課	文化振興・文化財課 課長	廣瀬 充
10	庁内関係課	高校教育課 課長	數野 浩司
11	庁内関係課	特別支援教育・児童生徒支援課 課長	田中 一弘
12	庁内関係課	教育企画室 働き方改革推進監	久保寺 利仁
13	庁内関係課	高校教育課 指導主事	鈴木 ひとみ
14	庁内関係課	特別支援教育・児童生徒支援課 指導主事	青木 英明
15	庁内関係課	保健体育課 課長	山本 晃司
16	事務局員	保健体育課 課長補佐	山本 佳里
17	事務局員	保健体育課 課長補佐	古田 厚司
18	事務局員	保健体育課 指導主事	上野 裕城
19	事務局員	保健体育課 指導主事	平嶋 純

20	オブザーバー	山梨県高等学校・障害児学校教職員組合 書記長	長田 克仁
----	--------	---------------------------	-------